

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）  
に対する意見募集の結果

令和6年8月  
経済産業省  
経済産業政策局  
産業創造課

標記について、令和6年7月8日から令和6年8月6日まで、下記のとおり広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、**本件に関して1件の御意見が寄せられました**。なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和6年7月8日～令和6年8月6日

(2) 意見募集の掲載媒体

ホームページに掲載

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 1件

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方  
別紙のとおり

以上

## 御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>新たな産業を創出する対象にわざわざ（外国法人から除かれる者の範囲）という注釈が入るということは外国法人を含むことが前提となっているからなんでしょうが世界的に見ても経済の低迷し続けている日本がなぜわざわざ外国法人に対して産業競争力強化を測る必要があるのでしょうか</p> <p>倒産件数が増え続けているような現状で必要なのは新たな事業の創出ではなく日本人による既存の企業の応援だと思います</p> <p>それが日本の政府や役所の務めでしょう是非軌道修正をお願いいたします</p>	<p>投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS法」という。）は、投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）による外国法人の発行する株式等の取得及び保有について、既出資額の50%未満に制限されているところ、本年の通常国会でLPS法が改正され、一定の要件を満たす外国法人について、外国法人から除外することとされました。</p> <p>具体的には、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令第1条第1項各号で規定する、国内事業者と一定の関係を有する外国法人を除外することとしておりますが、こうした外国法人が獲得する経済的利益は、国内事業者に帰属するものと評価できることから、LPSを通じた資金供給についても、国内事業者の産業競争力強化に資するものと考えています。</p>